

舞鶴市監視カメラシステム更新業務 事業者選定実施要項

令和 7 年 9 月

舞 鶴 市

1 趣旨

この要領は、舞鶴市監視カメラシステム更新業務を行う事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 舞鶴市監視カメラシステム更新業務
- (2) 業務内容 舞鶴市役所本庁6階デジタル課内にあるサーバ室内に設置している防犯カメラの更新をする。
- (3) 納入設置場所 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所 別館6階 デジタル推進課
- (4) 納入期限 令和8年2月末

3 参加資格

本見積り合わせに参加できるものは以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者でないこと。
- (3) 過去5年以内に、本業務と同等の構築業務を行った実績を有していること。（オンプレミス構築を含めてもよい）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

なお、提出された書類に虚偽があった場合、参加資格を失うものとする。

4 提案書・見積書作成要領及び仕様書

- (1) 提案書・見積書作成要領 別紙1のとおり
- (2) 仕様書

仕様書については、本見積り合わせに参加意向を示した事業者にのみ送付します。

ア 参加意向の連絡方法

下記のメール内容を記載し、「12 提出・連絡先」のメールアドレス宛に送信してください。メール受信後、仕様書を送付いたしますので、翌日16時を過ぎてもメールが届かない場合は連絡をお願いします。

＜メール内容＞

- ・表題：舞鶴市監視カメラシステム更新業務見積り合わせ参加希望
- ・本文：会社名、支社名、部署、担当者、連絡先

イ 参加辞退

参加意向を示した事業者が提案書等の提出期限までに提案書等の提出がない場合は辞退されたものとして取り扱います。

なお、辞退された場合においても、今後の入札、調達等において不利益な取り扱いを受けるものではありません。

ウ その他

仕様書の確認が遅くなった場合でも、提案書等の提出期限は変更ありませんのでご注意ください。なお、仕様書の取り扱いについては、参加の有無に関わらず、本見積り合わせにのみ使用することとし、舞鶴市に無断での利用、公開、転用等は禁止とします。

5 質問書の提出と回答

- (1) 質問書の提出と回答
 - ア 仕様書の内容等に関する質問書は全て電子メールにより提出するものとする。
 - イ 質問書の様式は、様式1に準じて作成すること。
 - ウ 電子メールの件名に「舞鶴市監視カメラシステム更新業務に関する質問」と記載し送信すること。

- エ 質問書の提出期限は、**令和7年10月 3日（金）正午まで**とする。
オ 質問に対する回答は、令和7年10月 6日（月）に舞鶴市ホームページに掲載する。

6 提案書等の提出

（1）提出物

- | | |
|---|-------|
| ア 提案書 | 2 部 |
| イ 経費見積書（様式2）
（現年度経費分、翌年度以降経費分） | 1 部 |
| ウ 見積書
（経費見積書の内訳が記載してあるもの特に様式は指定しない） | 1 部 |
| エ 保守対応等についての説明書
※本市納入後、保守にあたる事業所名、保守員の保有資格、人員配置及び障害発生時における対応内容等について具体的に記載すること。 | 1 部 |
| オ 製品の機能等を紹介する資料、機器の
型番・性能等を記載したカタログ等 | 1 部 |
| カ 過去のシステム構築（更新）実績
官公庁および民間企業での実績がわかるもの | 1 部 |
| キ 公的認証の写し | 1 部 |
| ク 本市指名業者の登録がない場合の提出物
事業所の登記簿謄本
税の滞納ない証明 | 各 1 部 |

（2）提出期限 **令和7年10月17日（金） 午後5時まで**

（3）提出先 舞鶴市役所 デジタル推進課（別館6階）

（4）提出方法 持参または郵送（封緘の上提出すること） （ただし、提出期限までに本市に到着していること）

封筒には「舞鶴市監視カメラシステム更新業務にかかる見積書」と記載すること

7 現地確認

見積書等を作成するに当たり、サーバ室、ドア等を見たい場合は、下記期限までにメールにて申し出ること。なお、電子メールの表題には「舞鶴市監視カメラシステム更新業務にかかる現地確認申込」と、本文には会社名・部署・氏名・電話番号を記載すること。

申込期限 令和7年10月 2日（木） 正午まで

下見実施期間 令和7年 9月26日（金）～10月 2日（木）午前9時～16時まで

案内場所 デジタル推進課サーバ室

8 事業者の決定

仕様を満たし、見積金額が安価である事業者を選定。

決定した事業者に対して通知するとともに、令和7年10月24日（予定）に舞鶴市ホームページにおいて公開する。

9 契約等

（1）構築するシステムは、本市が選定するリース会社から賃貸借契約により納品されるものとするため、当該システムの構築に係る覚書を本市と構築事業者との間で取り交わすものとする。

（2）保守契約は構築業者と協議のうえ取り交わすものとする。

10 事業者選定に係る日程

（1）現地調査確認申請期限 令和7年10月 2日（木）正午

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (2) 現地確認期間 | 令和7年 9月26日(金)～10月 2日(木) |
| (3) 質問書提出期限 | 令和7年10月 3日(金) 正午 |
| (4) 質問の回答(予定) | 令和7年10月 6日(月) |
| (5) 提案書・見積書提出期限 | 令和7年10月17日(金) 午後5時 |
| (6) 事業者決定(予定) | 令和7年10月24日(金) |

1.1 提案書の取扱い

- (1) 提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、提案された内容については、今後の参考にすることがある。
- (2) 提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された提案書及び関連書類等は返却しない。

1.2 その他留意事項

- (1) 提案書、見積書提出日以降の資料等の修正、差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案、見積に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 本実施要項に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。

1.3 提出・連絡先

住 所	〒625-8555 舞鶴市北吸1044番地
担当部署	舞鶴市政策推進部デジタル推進課
担当者	中山・高井
電話番号	0773-66-1092(直通)
FAX番号	0773-66-1097
メールアドレス	digital@city.maizuru.lg.jp